

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢掛町長

市町村名 (市町村コード)	矢掛町 (334618)
地域名 (地域内農業集落名)	東三成 (行部, 西土井, 車谷, 東土井, 多和, 大明地, 吉野, 市場, 谷藤, 鶯峰山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内は個人農家主体で水稻栽培を行っているが、耕作者の高齢化が進んでおり、新たな農地の担い手の確保が必要である。 ・耕作条件の悪い農地は、将来的に荒廃農地(耕作放棄地)になる可能性が高い。 ・地域内の大半の農地は基盤整備事業を実施済みである。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き水稻栽培を行っていくが、収益性の高い園芸作物の生産も検討する。 ・集落営農組合や認定農業者等への、農地の集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

平成2年度までに基盤整備事業を実施済みのため、取組予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、耕運や草刈等の作業を事業者へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。